

第4部 計画の推進に向けて

この計画は以下の点を踏まえ、推進します。

◎関係機関が担うべき役割を把握し、連携して取り組みや事業を推進する

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めていくため、関係機関がそれぞれの役割を認識し連携することで、能美市の総合的な福祉力の向上を図ります。

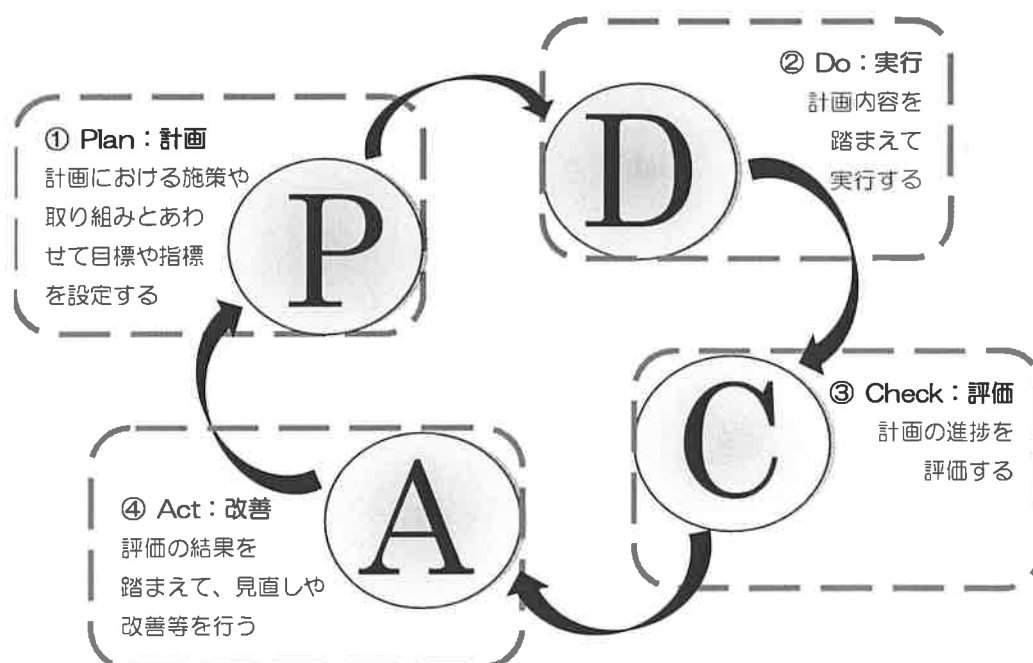
◎地域・市民が意識を持って自ら取り組む体制づくりを支援する

福祉に求められる範囲や基準が広がり、専門性が求められています。こうした中、適切な対応を図っていくためには、地域住民と行政によるパートナーシップ（協働）が欠かせません。

障がいのある人が暮らす地域の町会・町内会や社会福祉協議会、福祉関係事業所等と連携し、障がい者福祉を支える「協働」の体制の充実を図ります。

◎地域自立支援協議会や関係機関・団体において、計画の進捗状況を把握し、施策の検証・評価を行う（PDCA）

計画の推進体制を確保するため、能美市地域自立支援協議会において、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の評価や見直しについての協議を行い、PDCA サイクルに基づいて本計画の着実な推進を図っていきます。

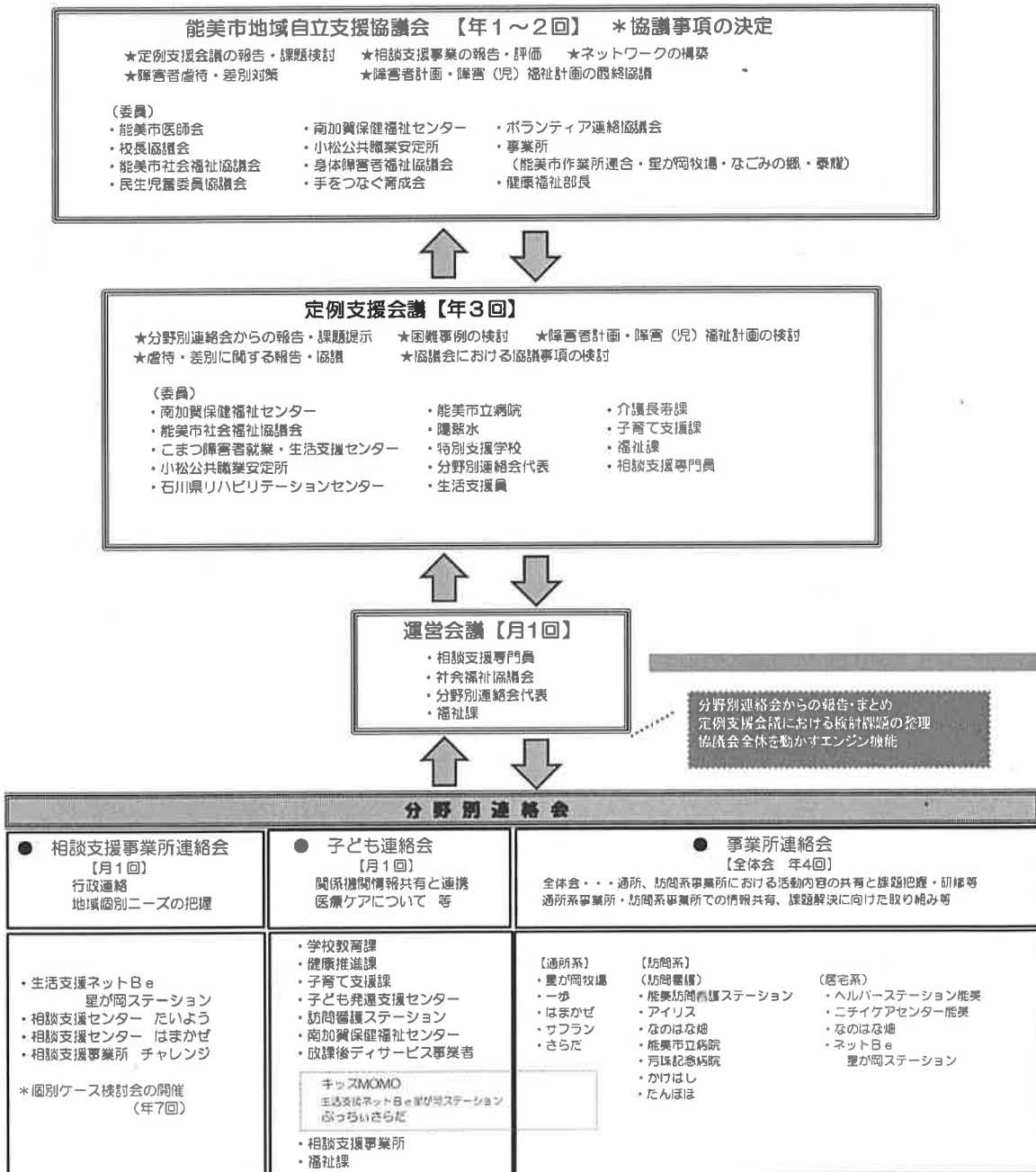


■活動指標

基本方針	基本施策	施策目標		
		代表的な活動指標	現状 (H28年度実績見込み) ⇒	目標 (H31年度)
第1章 ライフ ステ ー 仕 組 と み づ く り 特 ・ 社 会 に 応 じ く り	包括的な相談支援体制の充実	・総合相談窓口の設置数	0か所 ⇒	3か所
	療育・教育の推進	・関係機関における発達・療育相談実人数	750人 ⇒	850人
	保健・医療・福祉サービスの充実	・特定健康診査受診率	52.2% ⇒	60.0%
		・第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画において目標値及びサービス等見込量を設定		
	主体性の尊重と家族支援	・身体障害者福祉協議会会員数 ・手をつなぐ育成会会員数	294人 105人 ⇒	300人 110人
	社会参加の推進	・市内福祉就労施設における平均工賃	月平均 16,278円 ⇒	月平均 16,900円
第2章 思 い や 育 む ・ 共 生 の 合 働 の 心 で り	啓発活動、交流の場の充実	・障害者週間事業参加者数	600人 ⇒	750人
	福祉教育の推進	・福祉体験学習の開催回数	104回 ⇒	115回
	地域福祉活動の推進	・地域福祉委員会の活動件数	4,950件 ⇒	5,600件
	権利擁護の推進	・成年後見制度に関する相談実人数 ・成年後見制度に関する認知度 (アンケートより)	3人 26.6% ⇒	6人 30.0%
第3章 安 全 ・ さ し ま に づ く り	生活環境に対応したバリアフリーの推進	・手話通訳者派遣人数(延べ) ・要約筆記者派遣人数(延べ)	305人 46人 ⇒	345人 75人
	多様な住まいへの支援	・住宅改修費助成利用件数 ・自立支援型住宅リフォーム助成事業利用件数	4件 0件 ⇒	8件 3件
	災害対策・防犯体制の充実	・地域福祉委員会の活動件数(再掲)	4,950件 ⇒	5,600件

■地域自立支援協議会の体制図

能美市地域自立支援協議会 全体図



資料編

障がい福祉制度の変遷

■国の動向

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がい者の福祉のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月 「障害者権利条約」 署名

- 内容（全 50 条）：障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用等の社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止 等

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う

平成 22 年 12 月 17 日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- ・利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」改称

- 平成 25 年 4 月 1 日 施行
- ・社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など

「障害者差別解消法」制定

- 平成 25 年 6 月 19 日 成立
- 平成 28 年 4 月 1 日 施行
- ・差別の禁止、人権被害救済などを規定

平成 26 年 2 月 「障害者権利条約」 発効

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行
- ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、

■障がい者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年 (2006 年)	「障害者自立支援法」施行(4月) ・身体、知的、精神の3障がい者の福祉のサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 等 国連総会で「障害者権利条約」を採択(12月)
平成 19 年 (2007 年)	日本が「障害者権利条約」署名(9月)
平成 20 年 (2008 年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、障害者雇用促進法)」改正(12月)
平成 21 年 (2009 年)	「障害者雇用促進法」の平成 20 年 12 月改正分施行(4月) (一部、平成 22 年7月、平成 27 年4月施行) ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 22 年 (2010 年)	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定(6月) 「障害者自立支援法」改正(12月)
平成 23 年 (2011 年)	「障害者虐待防止法」制定(6月) 「障害者基本法」の改正・施行(8月) ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等
平成 24 年 (2012 年)	「障害者総合支援法」に改称(6月) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告(7月) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正(8月) 「障害者虐待防止法」施行(10月) ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年 (2013 年)	「障害者総合支援法」一部施行(4月) ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」改正(6月) 「障害者雇用促進法」改正(6月) 「障害者差別解消法」制定(6月) 「障害者基本計画(第3次)」策定(9月) ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・施策分野の新設(「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」)
平成 26 年 (2014 年)	日本が「障害者権利条約」批准(1月) 「障害者の権利に関する条約」発効(2月) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(平成 25 年6月改正分)施行(4月)
平成 28 年 (2016 年)	「障害者差別解消法」施行(4月) ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等 「改正障害者雇用促進法」施行(4月) (一部、平成 30 年4月施行予定) ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等

■障がい者をめぐる法整備

年	月	施策	概要
平成 18 年 (2006 年)	4 月	「障害者自立支援法」一部施行	平成 17 年 10 月に成立した「障害者自立支援法」のうち、サービスに対する利用者の原則 1 割負担や施設に対する報酬算定の月額制から日額制への変更等が実施された。
平成 18 年 (2006 年)	4 月	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」全面施行	精神障がいのある人に対する雇用対策の強化や在宅就業している障がいのある人に対する支援、障がい者福祉施策との有機的な連携を図ることを目的に、平成 17 年 10 月に一部施行されていた「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」が全面的に施行された。
平成 18 年 (2006 年)	4 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立	児童・生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、盲学校、聾学校、養護学校を、障がい種別を超えた特別支援学校に一本化することや、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒等に対する適切な教育の実施を規定する等の改正が行われた。
平成 18 年 (2006 年)	6 月	「バリアフリー法」成立	高齢者、障がいのある人等の移動や施設利用の利便性および安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、①公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、②地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、③心のバリアフリーの推進等が定められた。
平成 18 年 (2006 年)	10 月	「障害者自立支援法」全面施行	「障害者自立支援法」のうち、新たな施設・事業体系への移行に関する事項、地域生活支援事業に関する事項等が施行された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「障害者権利条約」採択	障がいのある人の自立の尊重、非差別、社会参加等を原則とし、人権や基本的自由の享有の促進・保護および尊厳を守ることを目的として採択された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「バリアフリー法」施行	平成 18 年 6 月に成立した「バリアフリー法」が施行された。
平成 19 年 (2007 年)	4 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」施行	平成 18 年 4 月に成立した「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行された。
平成 19 年 (2007 年)	9 月	「障害者権利条約」署名	平成 18 年 12 月に国連で採択された「障害者権利条約」に日本が署名した。

年	月	施策	概要
平成 19 年 (2007 年)	12 月	「重点施策実施 5 か年計画（後 期）」決定	国の障害者基本計画に基づき、後期5年間(平成 20 年度から平成 24 年度)を計画期間とし、自立と 共生の理念の下に、「共生社会」の実現に寄与する ため、①障がい者のライフサイクルの前段階を通じ た切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行う こと、②ユニバーサルデザインに配慮した生活環境 の整備や障がいのある人への情報提供の充実等を 図ること、③「障害者自立支援法」の見直しの検討と その結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこ と、④「障害者権利条約」の早期締結を目指して国 内法令の整備を図ることといった重点が定められ た。
平成 19 年 (2007 年)	12 月	「身体障害者補 助犬法の一部を 改正する法律」 成立	補助犬を使用する身体障がいのある人の自立と社 会参加のさらなる促進を図るため、「身体障害者補助 犬法」の一部が改正された。平成 20 年4月から、都道 府県は補助犬の同伴または使用に関する苦情を処 理する相談窓口を設けなければならないとされ、同 年 10 月からは、障がいのある人を雇用する事業所 および事務所における補助犬の受け入れが義務化 された。
平成 20 年 (2008 年)	12 月	「障害者雇用促 進法の一部を改 正する法律」成 立	障がいのある人の就労意欲の高まりや短時間労働 に対するニーズへの対応を図るため、①障害者雇 用納付金制度の適用対象の範囲拡大を図るなどの 中小企業における障がいのある人の雇用の促進、 ②短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等 について改正が行われた。
平成 21 年 (2009 年)	4 月	「障害者雇用促 進法の一部を改 正する法律」施 行	平成 20 年 12 月に成立した「障害者雇用促進法 の一部を改正する法律」が平成 21 年4月から段階的 に施行された。
平成 23 年 (2011 年)	6 月	「障害者虐待防 止法」成立	障がいのある人の尊厳を守り、自立と社会参加を支 援する上で、虐待を防止することが極めて重要であ るとして、①障がい者に対する虐待の禁止、②国や 地方公共団体等の責務、③虐待を受けた障がい のある人に対する保護および自立の支援のための措 置、④養護者に対する支援のための措置等が定め られた。

年	月	施策	概要
平成 23 年 (2011 年)	7 月	「改正障害者基本法」成立	すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、①障がい者の定義の見直し、②地域社会における共生の実現、③差別の禁止(合理的配慮義務)、④国際的協調の推進、⑤国民の理解促進と責務等、自立や社会参加支援に重点を置いて規定の改正が行われた。
平成 23 年 (2011 年)	8 月	「改正障害者基本法」施行	平成 23 年に成立した「改正障害者雇用促進法」が施行された(一部、平成 24 年 5 月施行)。
平成 23 年 (2011 年)	10 月	「改正障害者自立支援法」一部施行 (「整備法」による)	「整備法」による「改正障害者自立支援法」のうち、重度の視覚障がいのある人の外出支援の個別給付化(同行援護の創設)およびグループホーム ^{※5} ・ケアホーム ^{※6} 利用者への家賃助成に関する規定が施行された。
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正障害者自立支援法」全部施行 (「整備法」による)	「整備法」による「改正障害者自立支援法」により、①利用者負担の原則応能負担、②相談支援の充実(市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」の法定化、地域移行・定着支援の個別給付化、支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大)、③成年後見制度 ^{※7} 利用支援事業の必須化、④障害児支援の強化、⑤事業者の業務管理体制の整備等に関する改正規定等が施行された。

※5 共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人に、主として夜間に共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

※6 共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人に、主として夜間に共同生活を営む住居において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

※7 知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が被害や不利益を被らないよう、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約等に対して支援を行う制度。

年	月	施策	概要
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正児童福祉法」施行 (「整備法」による)	「整備法」による「改正児童福祉法」により、①障害児施設の一元化(児童発達支援センター、障害児入所施設)、②通所支援の実施主体を市町村に移行、③放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、④18歳以上の障害児施設入所者は障害保健福祉施策による対応等が定められた。
平成 24 年 (2012 年)	6 月	「障害者総合支援法」成立	「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、①障がい者の範囲の見直し(障がい者の範囲に難病等を追加)、②障害支援区分の創設、③障害者に対する支援拡充(重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等)、④サービス基盤の計画的整備等が定められた。
平成 24 年 (2012 年)	6 月	「障害者優先調達推進法」成立	障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済的自立を進めるため、①公契約における障がい者の就業を促進するための措置、②障害者就労施設等の供給する物品等の情報提供等が定められた。
平成 24 年 (2012 年)	10 月	「障害者虐待防止法」施行	平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待防止法」が施行された。
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者総合支援法」施行	平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」により、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等を加えることやサービス基盤の計画的整備等の規定が施行された。 (一部、平成 26 年 4 月施行)
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者優先調達推進法」施行	平成 24 年 6 月に成立した「障害者優先調達推進法」が施行された。
平成 25 年 (2013 年)	5 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」成立	「公職選挙法」の一部改正により、①成年被後見人の選挙権の回復、②病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化、③代理投票における補助者の見直し等が定められた。

年	月	施策	概要
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「改正精神保健福祉法」の成立	精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、①保護者制度の廃止、②医療保護入院における入院手続等の見直し等の改正が行われた。
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「障害者差別解消法」の成立	すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、①国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること、②差別を解消するための取り組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること等が定められた。(平成 28 年 4 月施行)
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「改正障害者雇用促進法」の成立	雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止および障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するため、①障がい者に対する差別の禁止、②事業主による合理的配慮の提供義務、③苦情処理・紛争解決、④精神障害者の雇用義務化(精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加)等が定められた。 (平成 28 年 4 月施行、平成 30 年 4 月施行)
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行	平成 25 年 5 月に成立した「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行された。

年	月	施策	概要
平成 25 年 (2013 年)	9 月	「障害者基本計画 (第 3 次)」の策 定	「改正障害者基本法」に基づき、政府が策定 する障害者施策に関する基本計画として策定 された。①障害者施策の基本原則等の見直 し、②計画期間の見直し、③施策分野の新設 (「安全・安心」「差別の解消および権利擁 護の推進」「行政サービス等における配慮」 の 3 分野を新設)、④既存分野の施策の見直 し、⑤成果目標の設定、⑥計画の推進体制の 強化等が主な特徴として見直されている。 計画期間は、平成 29 年までの 5 年間とされ ている。
平成 26 年 (2014 年)	1 月	「障害者権利条 約」を批准	平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、平成 19 年 9 月に日本が署名した「障害者の権利に 関する条約」について、条約締結に向けた国内 法の整備が充実したことにもない、平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約の批准書を国連 に寄託し、日本は 141 番目の締約国・機関とな った。
平成 26 年 (2014 年)	4 月	「改正精神保健福 祉法」の施行	平成 25 年 6 月に成立した「改正精神保健福 祉法」が施行された。(平成 28 年 4 月一部 施行)

アンケート調査からみえる現状

1 調査概要

本調査は、第3期能美市障害者計画を策定するにあたり、障がいのある人の生活状況を把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

2 調査設計

- 調査地域：能美市全域
- 調査対象者：身体障害者手帳所持者（文中「身体」と表記します）
 - ：療育手帳所持者およびその保護者（文中、「知的」と表記します）
 - ：精神障害者保健福祉手帳所持者（文中、「精神」と表記します）
- 調査期間：平成28年3月11日～25日まで
- 調査方法：調査票による本人記入方式（本人の記入が困難な場合代筆可）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

3 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500	820	54.7%

4 調査結果の見方

- 小数第2位を四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフおよび表のN数（number of case）、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- グラフ中の回答割合について、グラフが煩雑になる場合は省略しています。

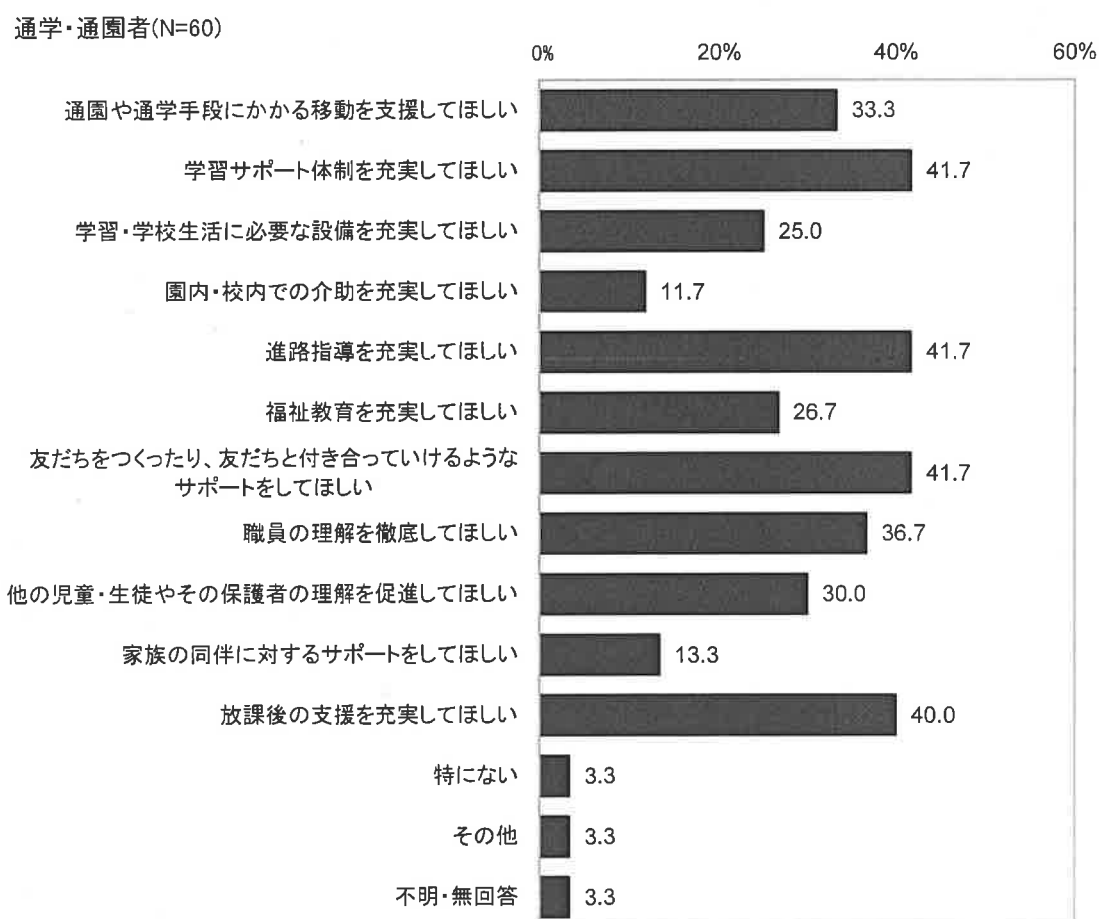
①児童・生徒の教育について

障がいに対する理解の促進や居場所づくりなどの声が多くなっています。今後は、福祉教育などを通じた障がい理解や放課後を含めた居場所づくりが求められています。

学校や園生活を送る上で必要だと思うことについてみると、全体では「学習サポート体制を充実してほしい」「進路指導を充実してほしい」「友だちをつくったり、友だちと付き合っていけるようなサポートをしてほしい」がそれぞれ41.7%と最も高くなっています。

所持手帳種別にみると、身体では「進路指導を充実してほしい」「職員の理解を徹底してほしい」「放課後の支援を充実してほしい」、知的では「友だちをつくったり、友だちと付き合っていけるようなサポートをしてほしい」が最も高くなっています。

■学校や園生活を送るうえで必要だと思うこと



上段:度数 下段:%	通園や通学 手段にかかる 移動を支援 してほしい	学習サポート 体制を充実し てほしい	学習・学校生 活に必要な 設備を充実し てほしい	園内・校内で の介助を充 実してほしい	進路指導を 充実してほし い	福祉教育を 充実してほし い	友だちをつ くったり、友 だちと付き 合っていける ようなサポ ートをしてほ しい
身体(N=13)	5 38.5	4 30.8	4 30.8	3 23.1	6 46.2	4 30.8	2 15.4
知的(N=52)	18 34.6	23 44.2	14 26.9	7 13.5	22 42.3	16 30.8	24 46.2
精神(N=1)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

上段:度数 下段:%	職員の理解 を徹底してほ しい	他の児童・生 徒やその保 護者の理解 を促進してほ しい	家族の同伴 に対するサ ポートをして ほしい	放課後の支 援を充実して ほしい	特にな い	その他	不明・無回答
身体(N=13)	6 46.2	1 7.7	4 30.8	6 46.2	1 7.7	1 7.7	1 7.7
知的(N=52)	20 38.5	18 34.6	7 13.5	23 44.2	1 1.9	1 1.9	- -
精神(N=1)	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -

②仕事に関することについて

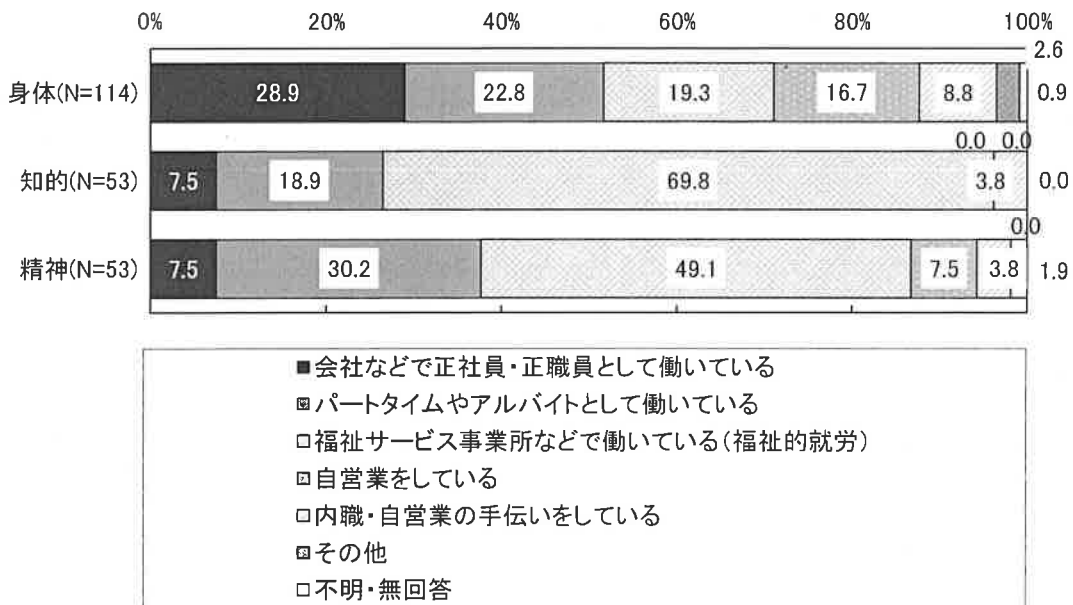
福祉的就労だけでなく自立できる収入を得て就労を目指すことを軸として、アドバイスを求める声が多くなっています。今後は、福祉的就労だけでなく、社会進出を促進させるために一般就労への支援を行い、就労支援・定着などを通して、その人らしい生活を確立していくための継続的支援を展開していくことが重要です。

どんな仕事をしているかについてみると、身体では「会社などで正社員・正職員として働いている」が28.9%と最も高くなっています。知的・精神では「福祉サービス事業所などで働いている（福祉的就労）」がそれぞれ69.8%、49.1%と最も高くなっています。

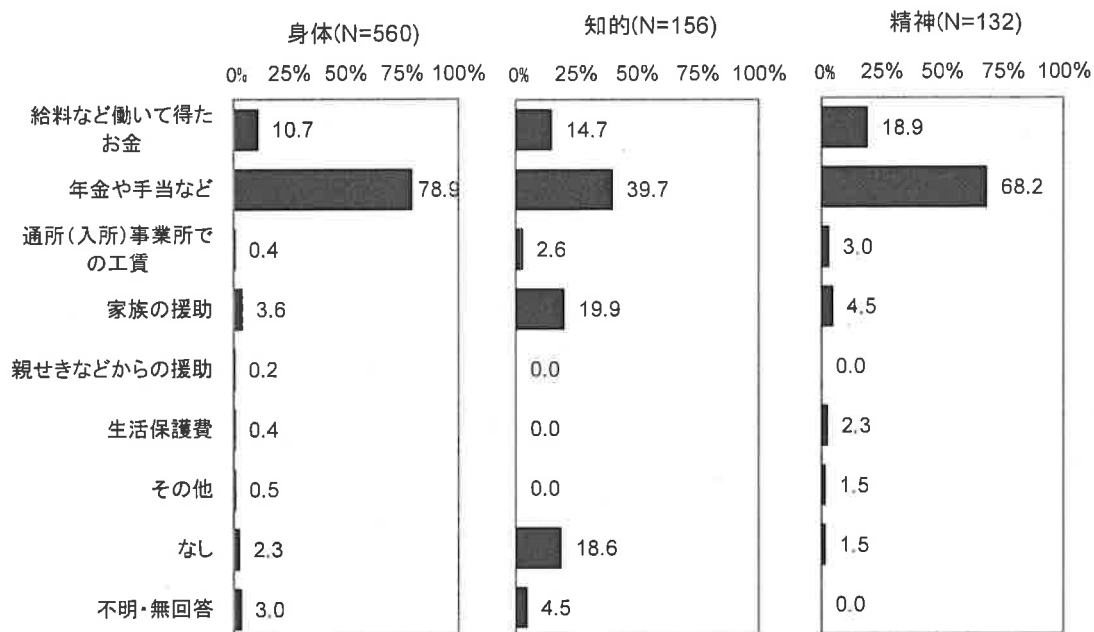
主な収入として挙げられているのは、身体・知的・精神ともに「年金や手当など」が最も高く、年齢層の低い知的を除いたとしても、社会で働き、自立した生活の形成が進んでいない状況が伺えます。

今後の仕事の希望としては、身体では「今の仕事を続けていけていきたい」、知的では「自分にあう仕事をアドバイスしてほしい」、精神では「収入を増やしたい」が最も高くなっています。

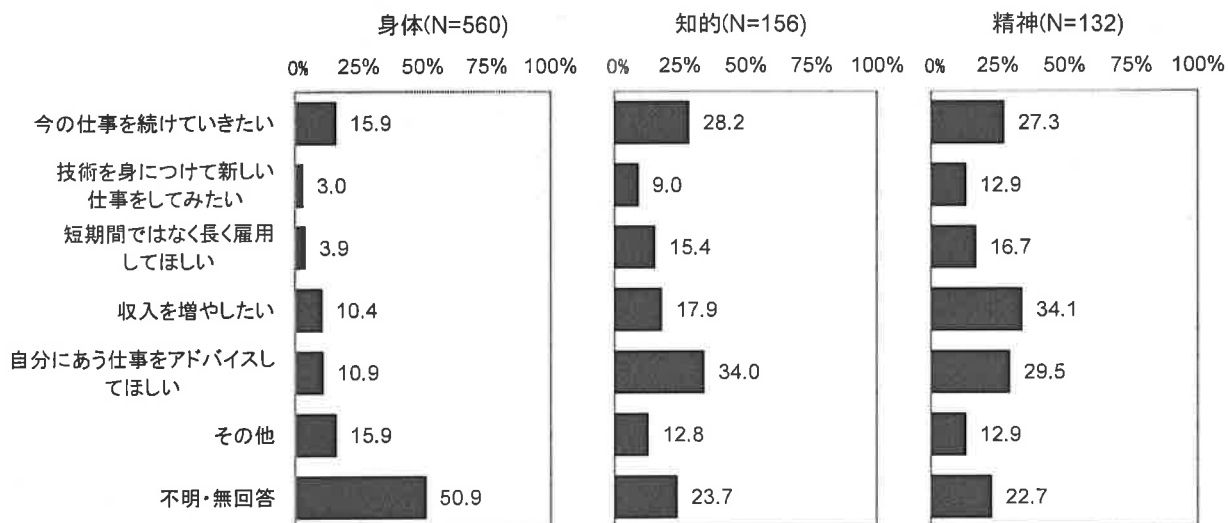
■仕事の種類



■主な収入

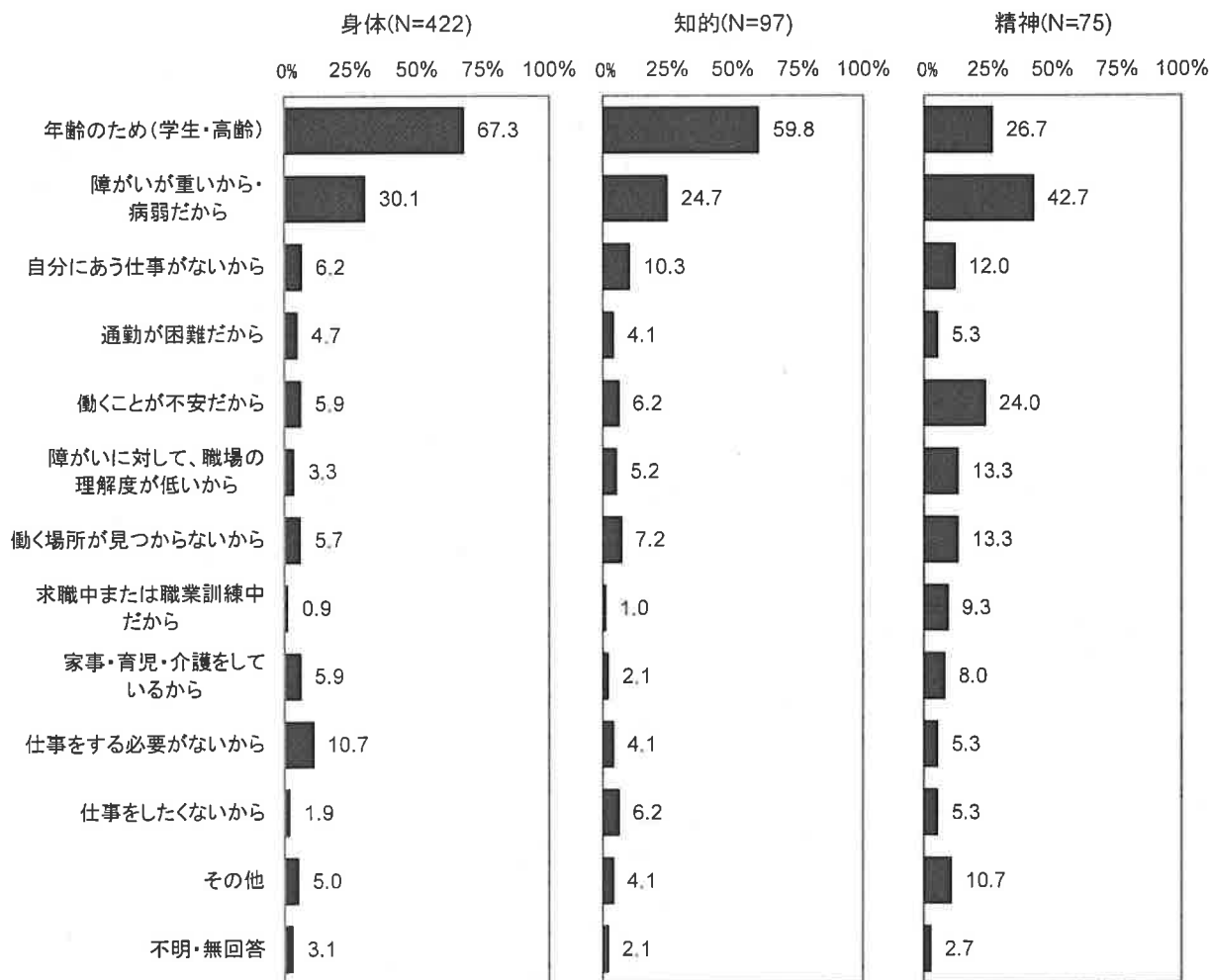


■今後、仕事に対して望むこと



仕事をしていない理由についてみると、身体・知的では「年齢のため（学生・高齢）」がそれぞれ 67.3%、59.8%と最も高くなっています。精神では「障がい重いから・病弱だから」が 42.7%と最も高くなっています。

■仕事をしていない理由



③生活への支援について

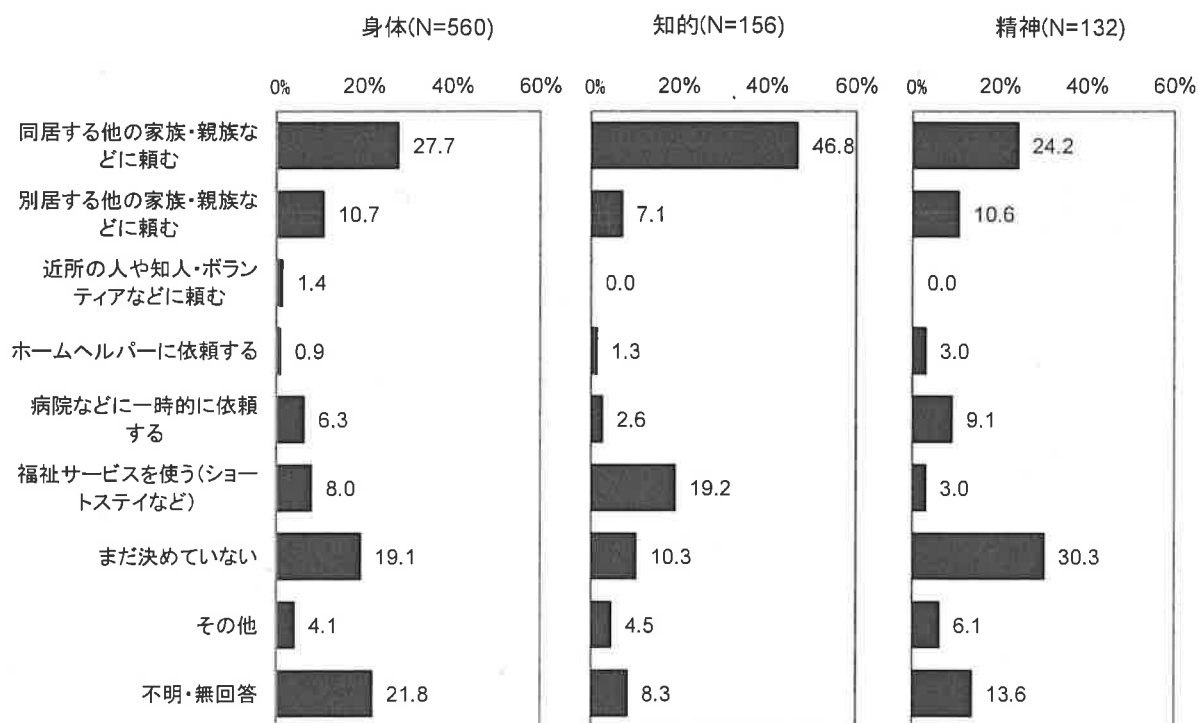
精神における相談体制の満足度は他の障がい比べ、高くなっています。介助においては、親族のサポートが高くなっています。今後は、障がい当事者だけでなく、その周り（主に家族）の人たちに対するサポートを行う必要があります。

介助者の方が、一時的に介助などができなくなった場合の対応についてみると、身体・知的では「同居する他の家族・親族などに頼む」がそれぞれ 27.7%、46.8%と最も高くなっています。精神では、「まだ決めていない」が 30.3%と最も高くなっています。また、悩みや困ったことへの相談をみると、「家族・親せき」が最も高くなっています。

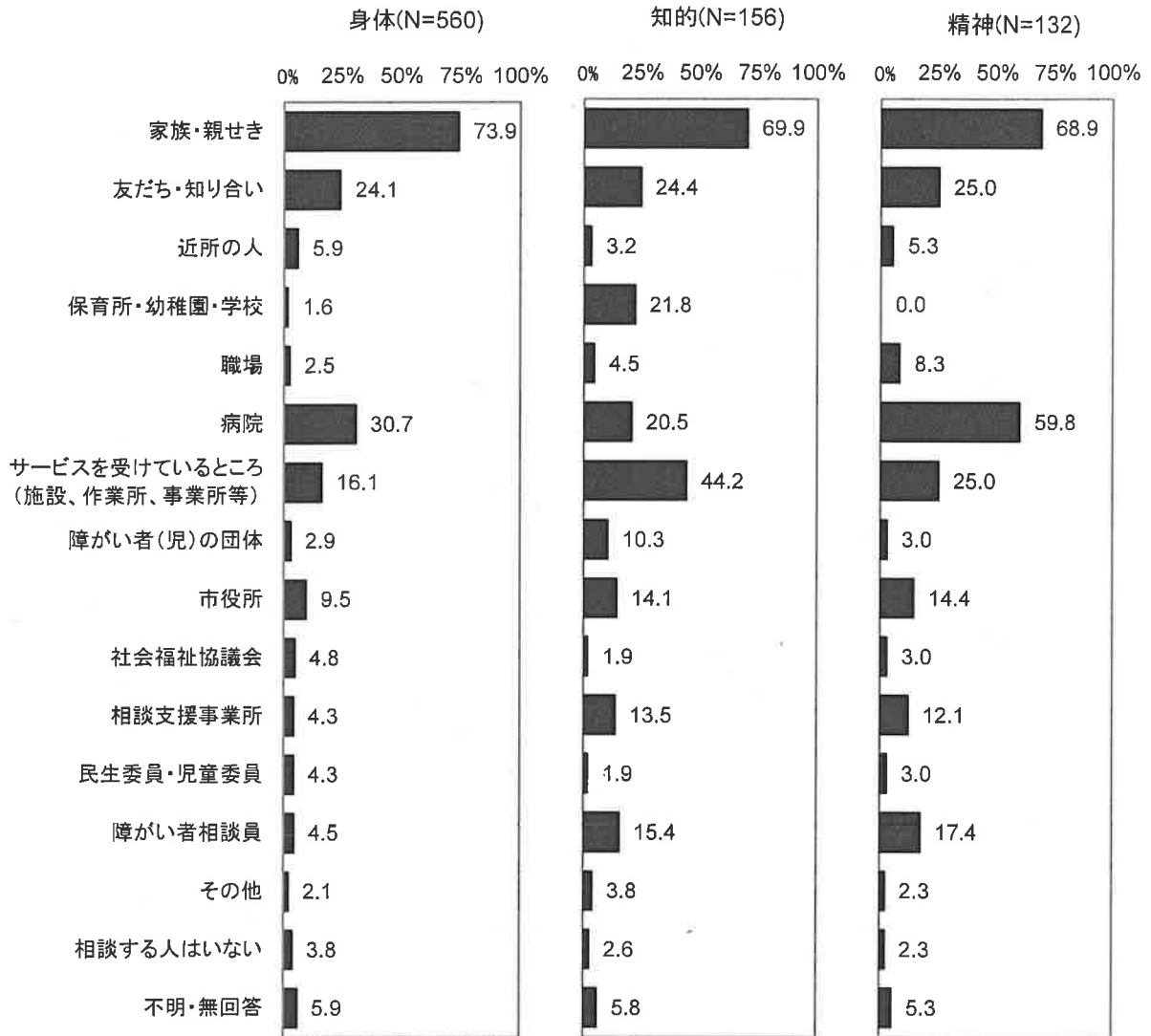
生活の感じ方について、精神での『満足』とする割合において、「相談員や相談窓口など、地域での相談体制」が 47.0%と最も高くなっています。

※「満足」「やや満足」⇒『満足』上記のように合算しています。

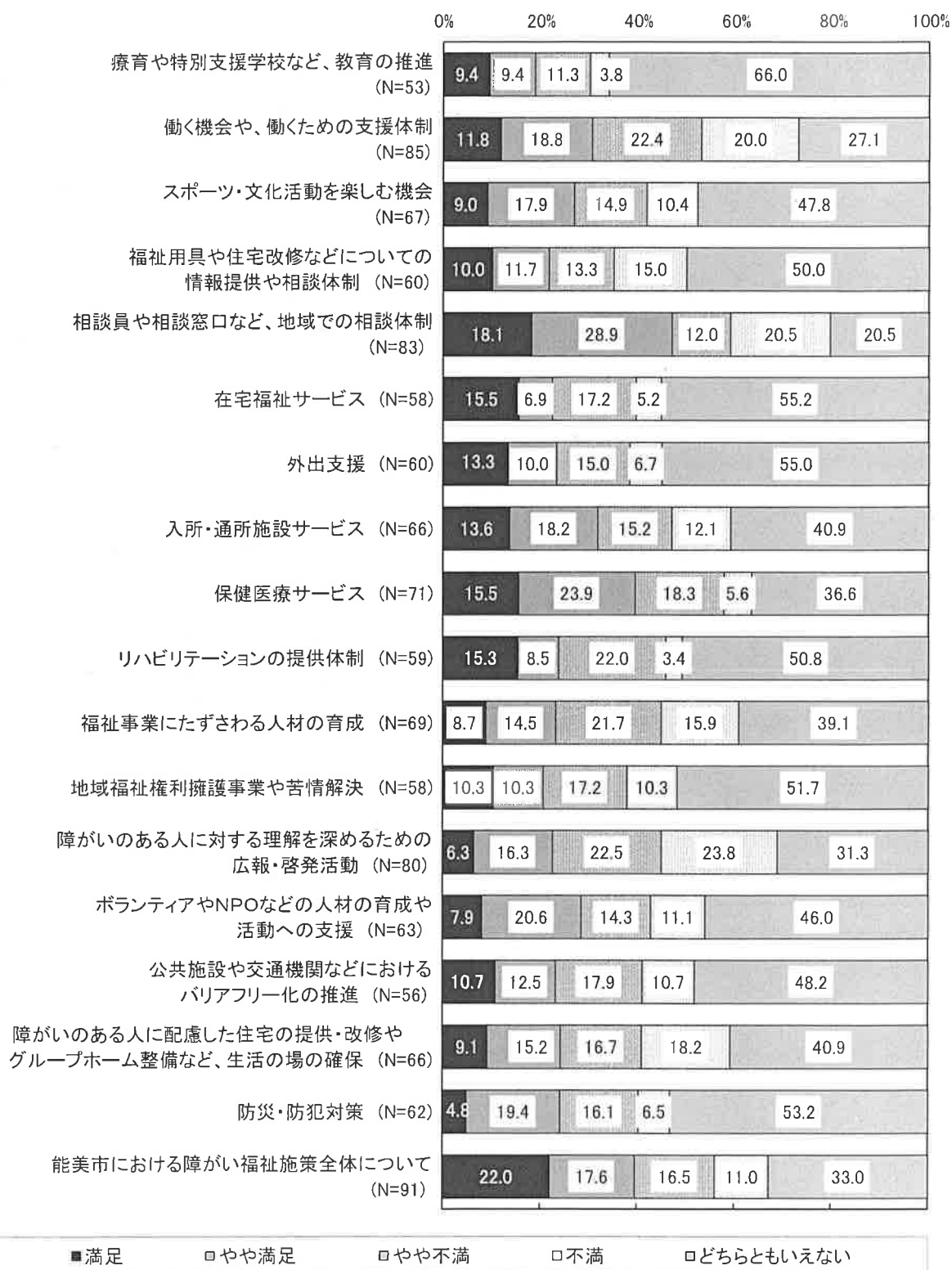
■介助者の方が、一時的に介助などができなくなった場合の対応



■相談先



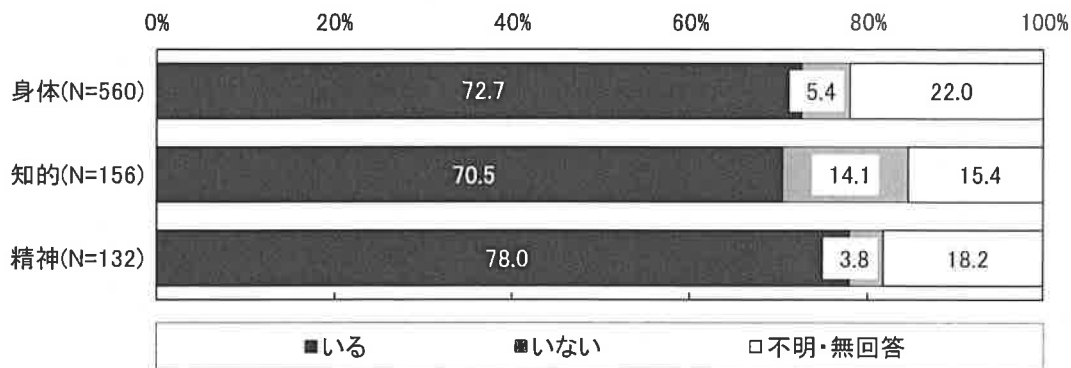
■今の生活の満足度 精神障がいのある人



④保健・医療について

かかりつけの医師（病院・診療所）の有無についてみると、身体・知的・精神ともに「いる」が7割を超え、それぞれ72.7%、70.5%、78.0%となっています。

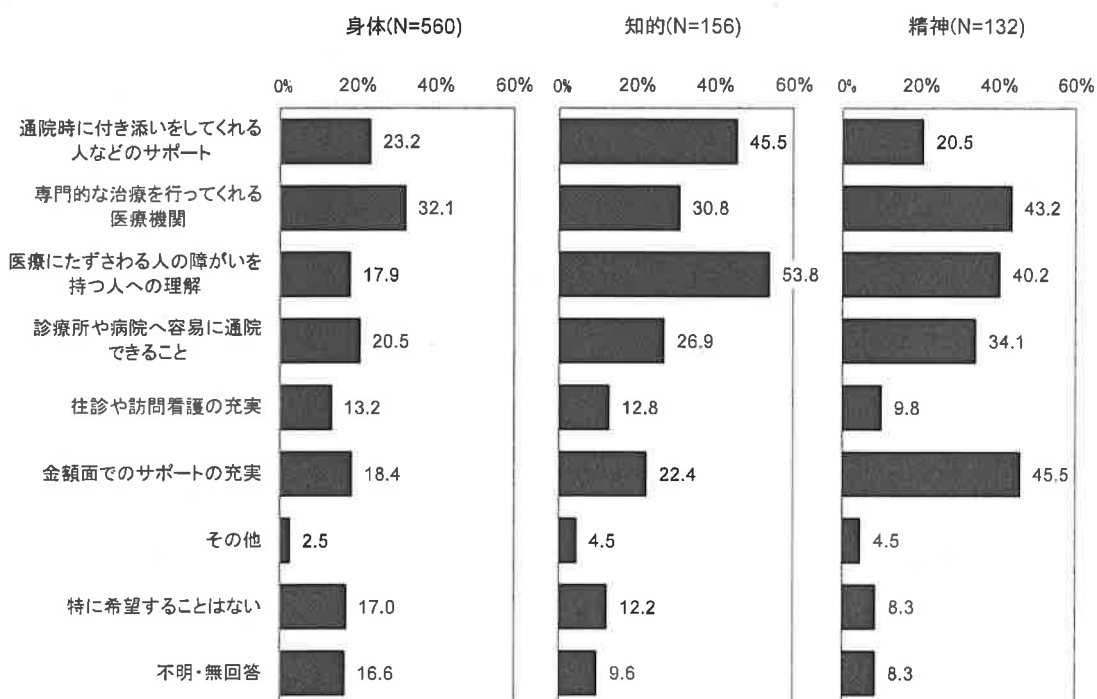
■かかりつけの医師（病院・診療所）の有無



医療への希望としては、障がい種別ごとに特徴が出ています。今後は、医療機関での障がいの理解を促進していくとともに、専門的な相談体制や金銭面でのサポートなどがスムーズかつ柔軟に行われることが求められています。

医療について希望することについてみると、身体では「専門的な治療を行ってくれる医療機関」が32.1%、知的では「医療にたずさわる人の障がいを持つ人への理解」が53.8%、精神では「金銭面でのサポートの充実」が45.5%とそれぞれ最も高くなっています。

■医療について希望すること



⑤外出について

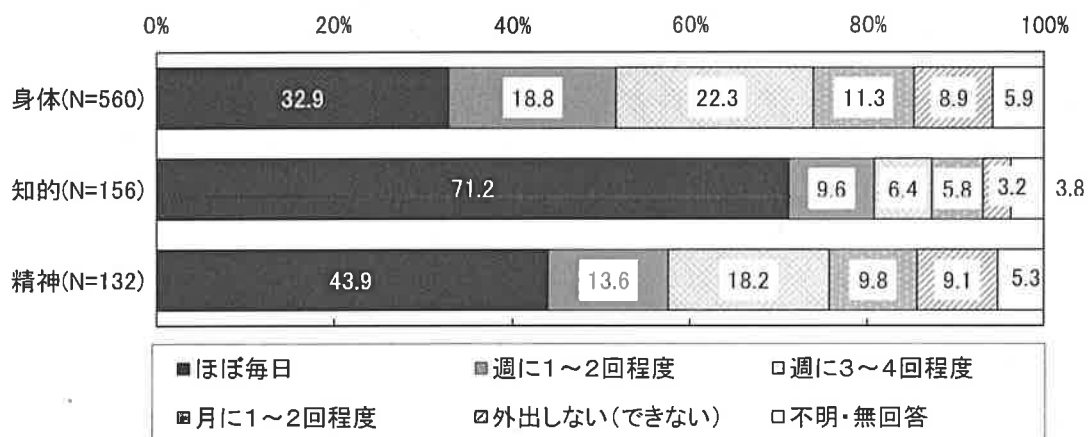
外出機会としては、「障がいや病気が重く、外出がむずかしいから」が多くなっています。今後は、外出する機会を増やすために、移動支援だけでなく、ボランティアによる活動支援や地域コミュニティによる呼びかけなど、日常からの関わり合いを増やし、外出しやすい環境を整えていくことが必要です。移動手段は自家用車が多くなっています。

外出しない理由として、身体・知的ではそれぞれ 32 件、6 件となっており、「障がいや病気が重く外出がむずかしいから」が多くなっています。

外出する時の移動手段についてみると、身体・精神では「自家用車」がそれぞれ 66.6%、57.6%と最も高くなっています。知的では「徒歩」が 59.0%と最も高くなっています。

次いで、身体では「徒歩」が 31.3%、「車いす」が 16.1%と続いています。知的では「自家用車」が 55.1%、「自転車」が 32.1%と続いています。精神では「徒歩」が 50.0%、「自転車」が 24.2%と続いています。

■外出の頻度

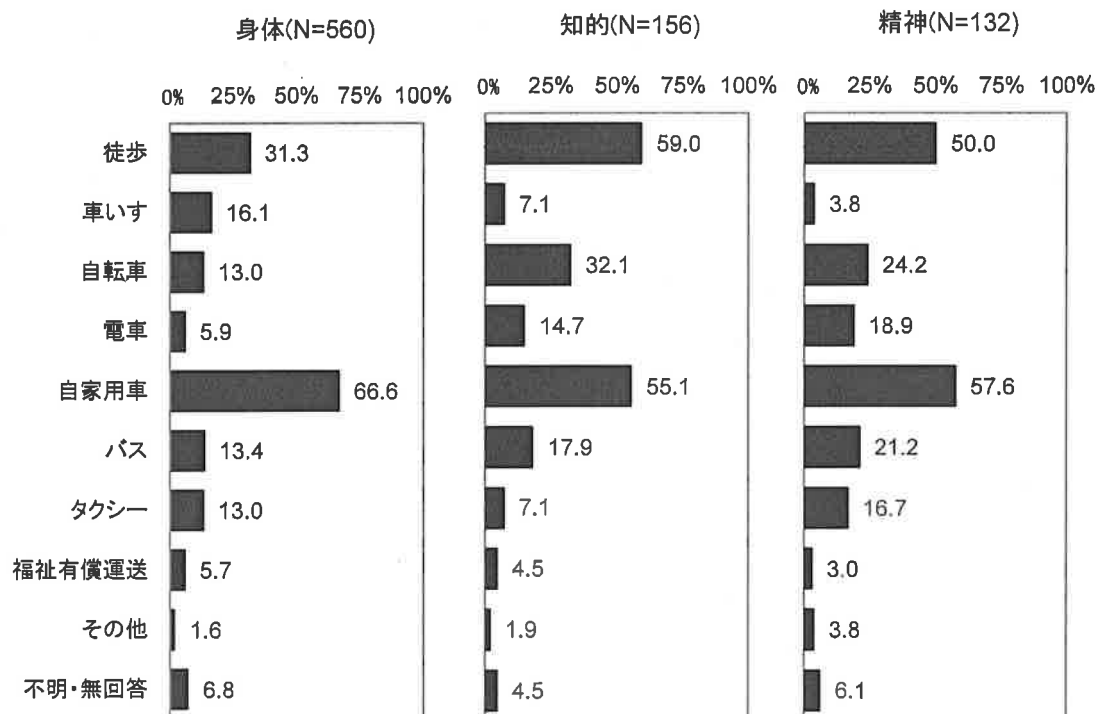


■外出しない理由

単位:件

	外出する必要(用事など)がないから	疲れるから	人目が気になるから	家族や他人に面倒をかけるから	付き添いや介助者がいないから	障がいや病気が重く、外出がむずかしいから	交通機関や歩道、階段、トイレなどが使いづらいから	お金がかかるから	コミュニケーションを図ることがむずかしいから	その他	不明・無回答
身体(N=50)	13	5	-	6	3	32	7	2	2	6	3
知的(N=5)	3	-	-	-	1	2	1	1	-	1	-
精神(N=12)	3	1	-	2	-	6	2	1	-	4	-

■外出する時の移動手段

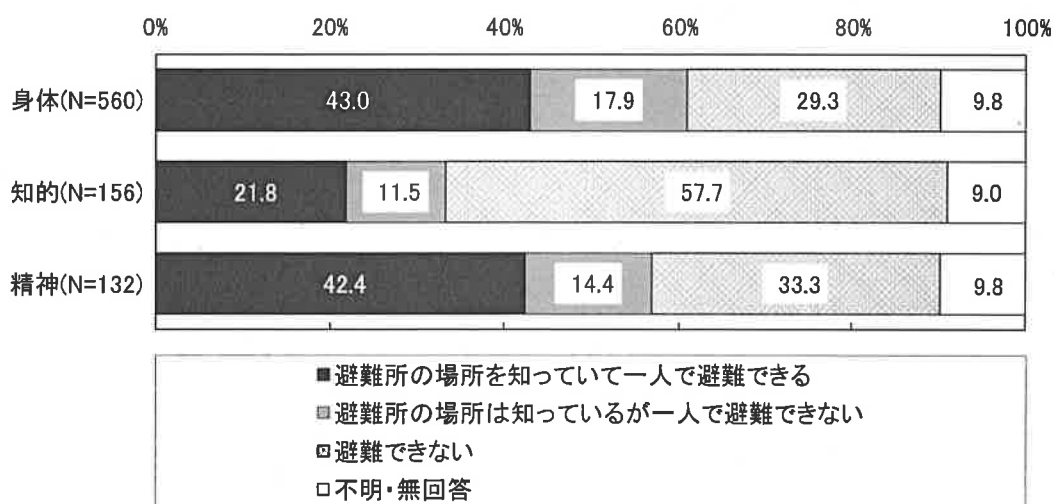


⑥災害について

災害時に自力で避難できるかについてみると、他の障がい者に比べ、知的の「一人で避難できる」率が低くなっています。今後は、避難行動要援護者を中心とした見守り活動を促進していくとともに、避難場所の周知を進めていく必要があります。

災害時に一人で避難所へ避難することができるかについてみると、身体・精神では「避難所の場所を知っていて一人で避難できる」がそれぞれ 43.0%、42.4%、知的では「避難できない」が 57.7%と最も高くなっています。

■災害時に自力で避難できるか

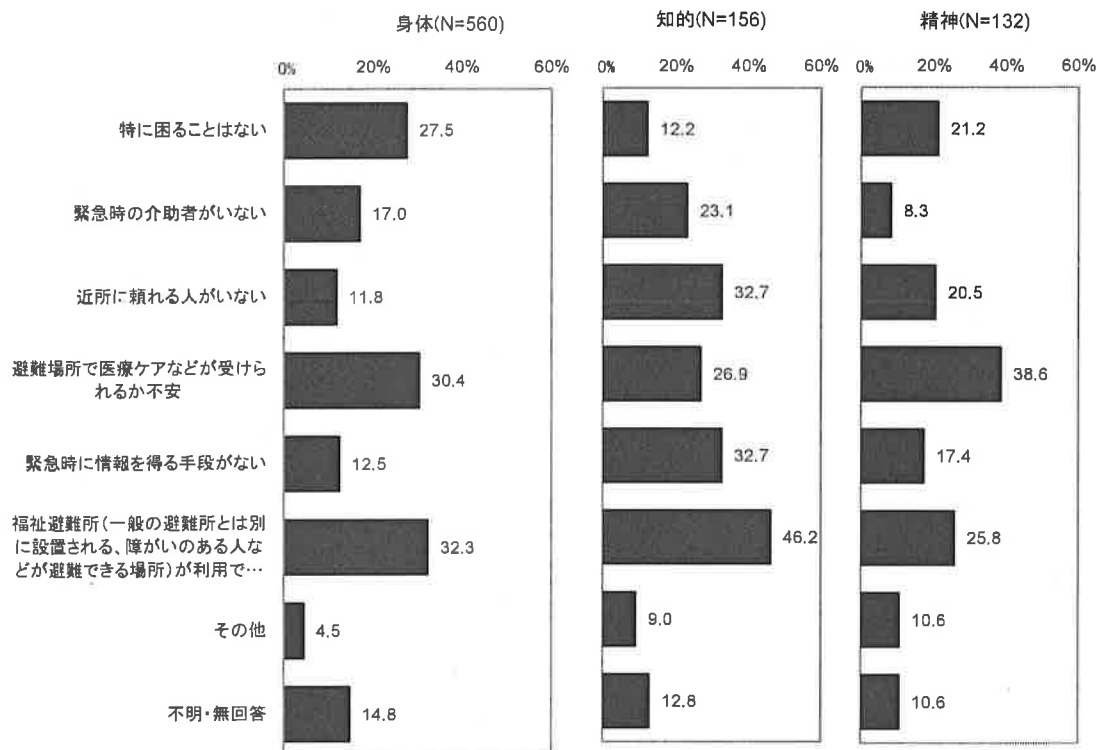


福祉避難所の利用に関する不安感が高くなっています。今後は、福祉避難所の体制や福祉避難所における避難生活などをわかりやすく周知していくとともに、災害時に最寄りの避難所へ行けるような避難訓練などを行っていく必要があります。

災害時に困ることについてみると、身体・知的では「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」がそれぞれ 32.3%、46.2%、精神では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が 38.6%と最も高くなっています。

次いで、身体では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が 30.4%、「特に困ることはない」が 27.5%となっています。知的では「近所に頼れる人がいない」「緊急時に情報を得る手段がない」がともに 32.7%となっています。精神では「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」が 25.8%、「近所に頼れる人がいない」が 20.5%となっています。

■災害時に困ること



⑦生活満足度について

『満足』『不満』の傾向は障がい種別ごとに違いがみられますが、全体として『どちらともいえない』が高くなっています。今後は、『満足』度の高いサービスを充実させ、『不満』度の高いサービスの改善を行い、『どちらともいえない』人のニーズを捉えつつ、サービス満足度を高めていく必要があります。

今の生活の満足度についてみると、『満足』とする人の割合は、身体では「保健医療サービス」において46.1%と最も高くなっています。一方、『不満』とする人の割合は、「公共施設や交通機関などにおけるバリアフリー化の推進」において39.9%と最も高くなっています。

『満足』とする人の割合は、知的では「療育や特別支援学校など、教育の推進」が57.0%と最も高くなっています。一方、『不満』とする人の割合は、「障がいのある人に配慮した住宅の提供・改修やグループホーム整備など、生活の場の確保」が50.6%と最も高くなっています。

『満足』とする人の割合は、精神では「相談員や相談窓口など、地域での相談体制」が47.0%と最も高くなっています。一方、『不満』とする人の割合は、「障がいのある人に対する理解を深めるための広報・啓発活動」が46.3%と最も高くなっています。

福祉サービスについて、生活の感じ方における『満足』『不満』以外をみると、『どちらともいえない』が5割前後のものが多くなっています。

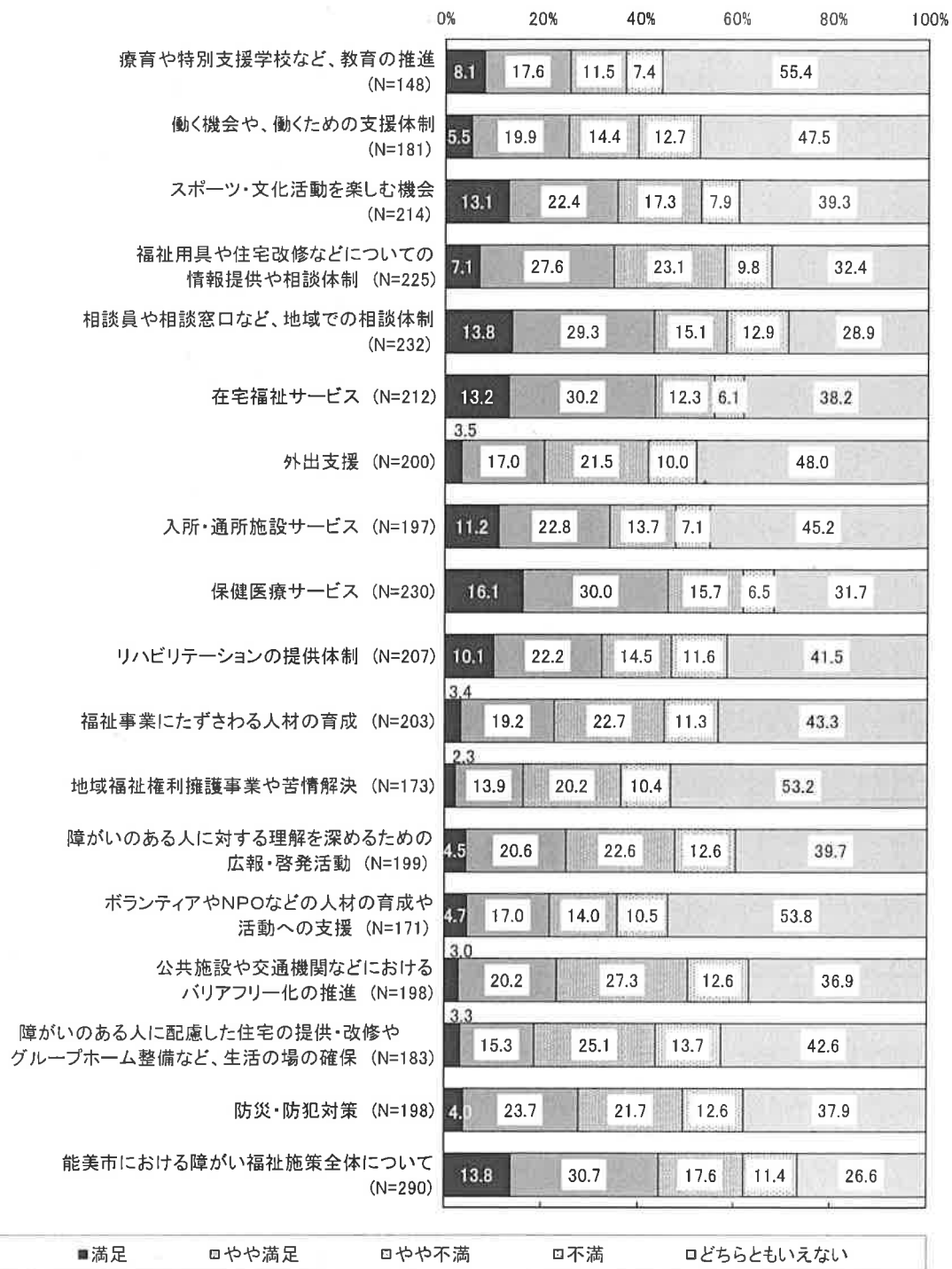
外出する時に充実してほしいことについてみると、身体では「階段の手すり」、知的・精神では「自分が困っているときの周りの人の援助」がそれぞれ最も高くなっています。

※ ●「満足」「やや満足」 ⇒ 『満足』

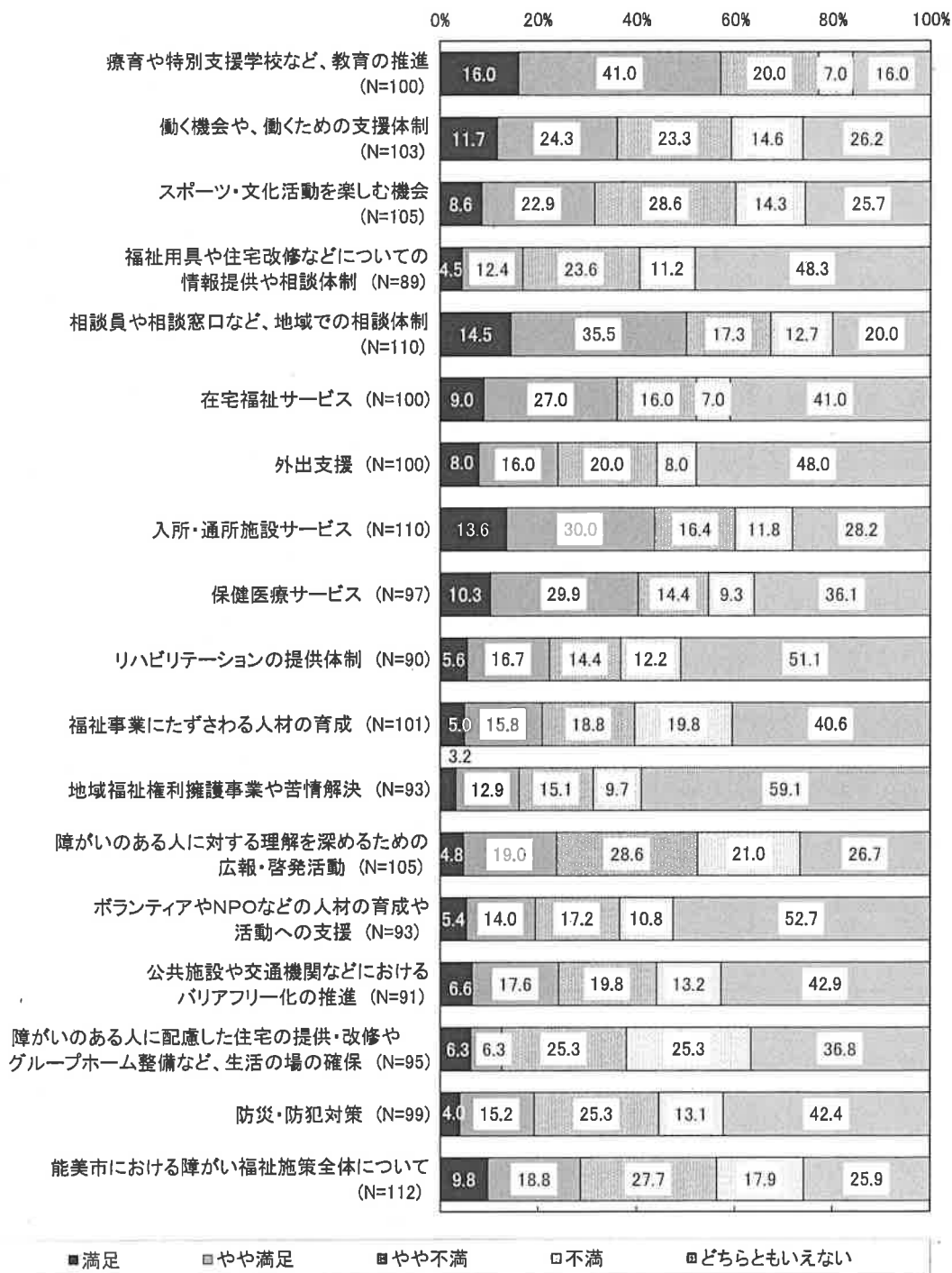
●「不満」「やや不満」 ⇒ 『不満』

上記のように合算しています。

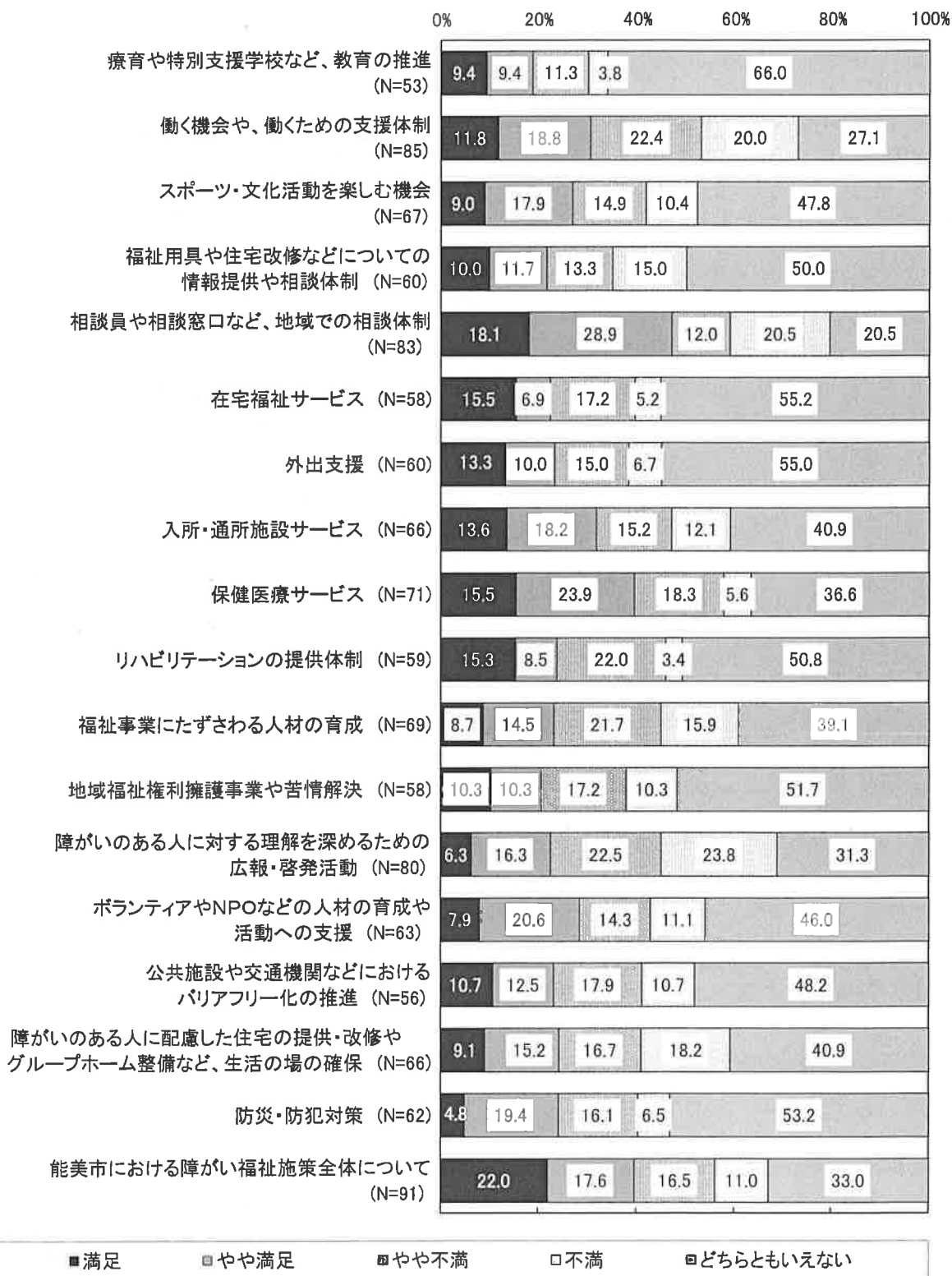
■今の生活の満足度 身体障がいのある人



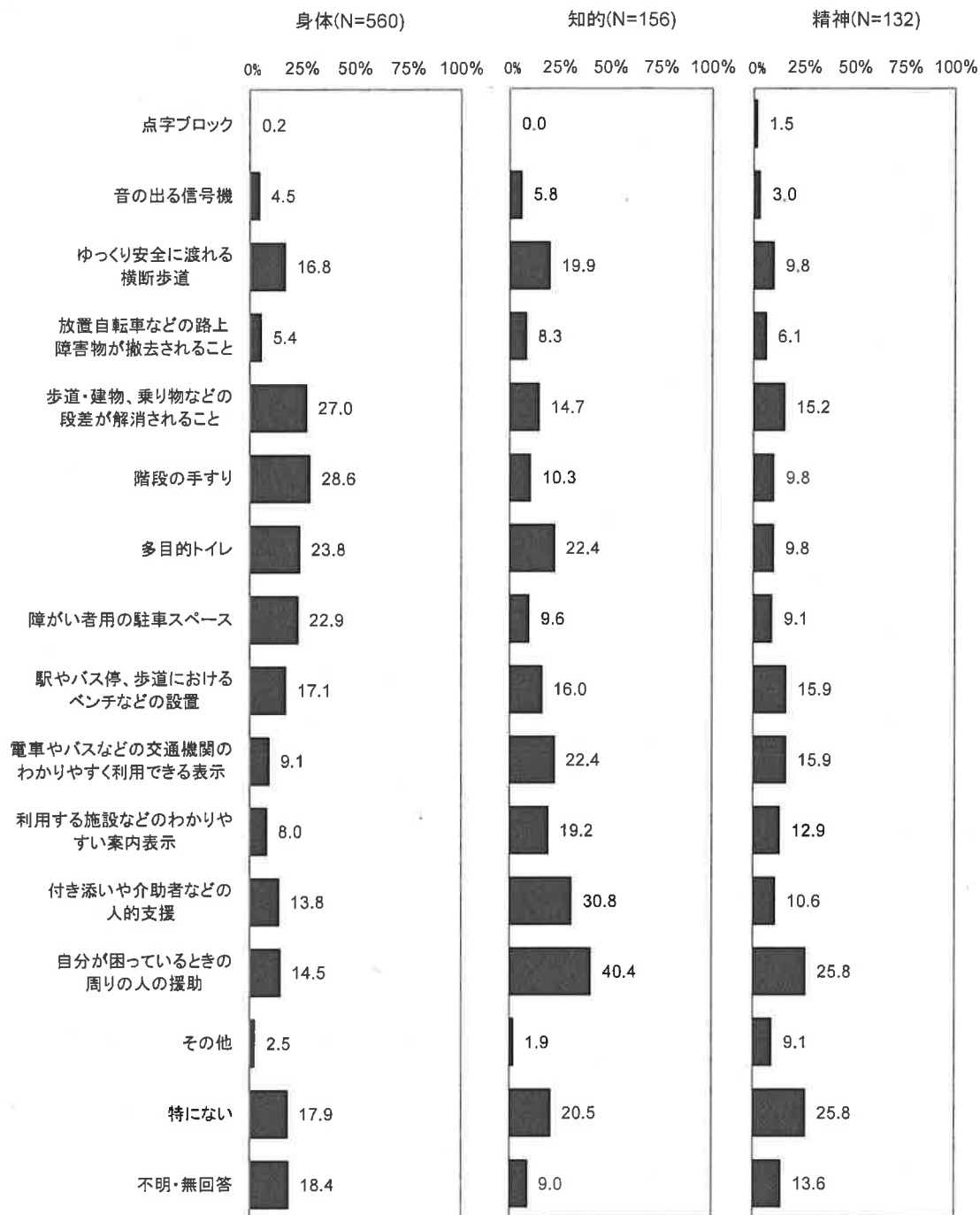
■今の生活の満足度 知的障がいのある人



■今の生活の満足度 精神障がいのある人 <再掲>



■外出するために充実してほしいこと



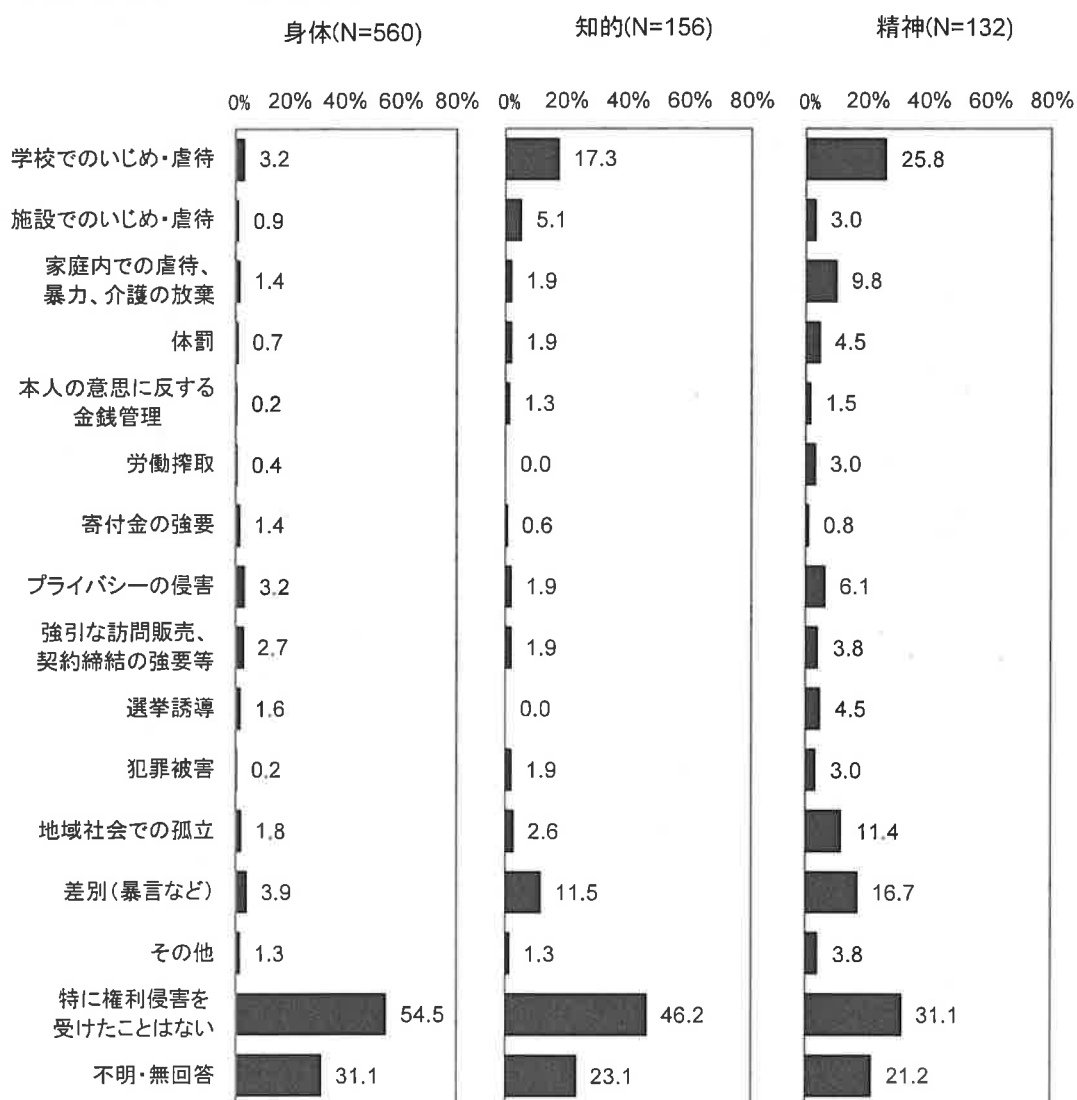
⑧権利擁護について

知的・精神といった見た目ではわかりにくい障がいのある人に対して、いじめや虐待があります。障がいへの理解を促進していくとともに、障がいのある人の権利を守っていくための制度利用の促進や、被害を受けた場合の相談窓口支援などが求められています。

権利侵害を受けたことがあるかについてみると、身体・知的・精神ともに「特に権利侵害を受けたことはない」が最も高くなっています。

次いで、知的・精神では「学校でのいじめ・虐待」がそれぞれ 17.3%、25.8%、身体では「差別（暴言など）」が 3.9%となっています。

■権利侵害を受けたことがあるか

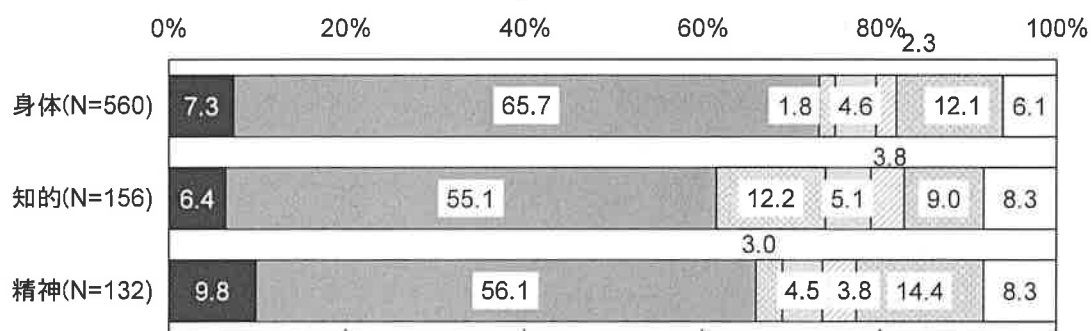


⑨今後の生活について

今後、どのように暮らしたいかについてみると、身体・知的・精神ともに「自宅で家族と暮らしたい」がそれぞれ65.7%、55.1%、56.1%と最も高くなっています。

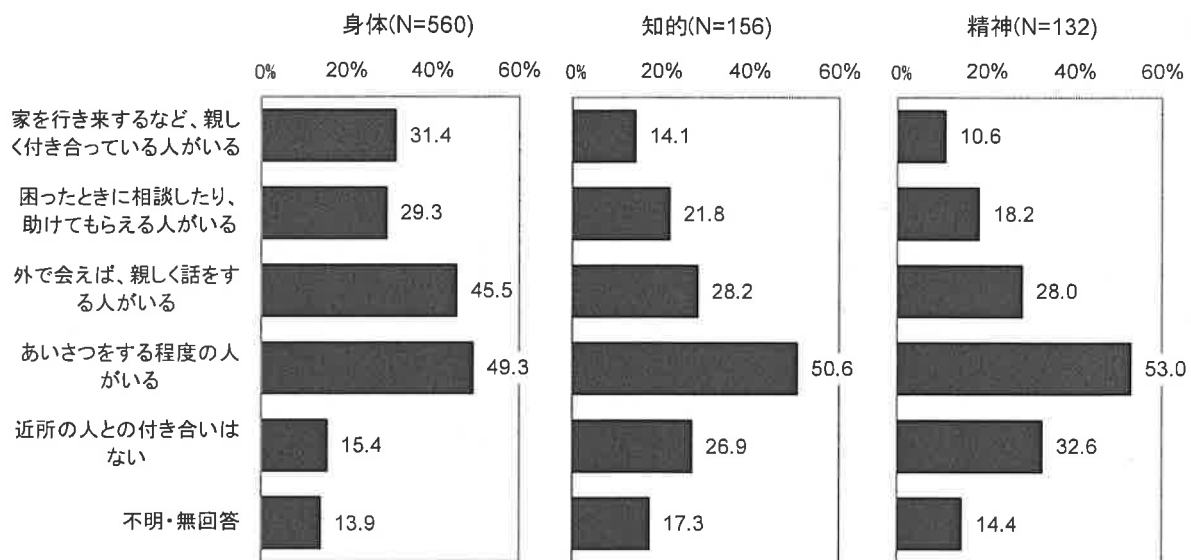
近所付き合いの状況についてみると、「近所の人との付き合いはない」をみると、身体では15.4%、知的では26.9%、精神では32.6%となっており、障がい種別によって近所付き合いの度合いが異なります。

■今後の生活の希望



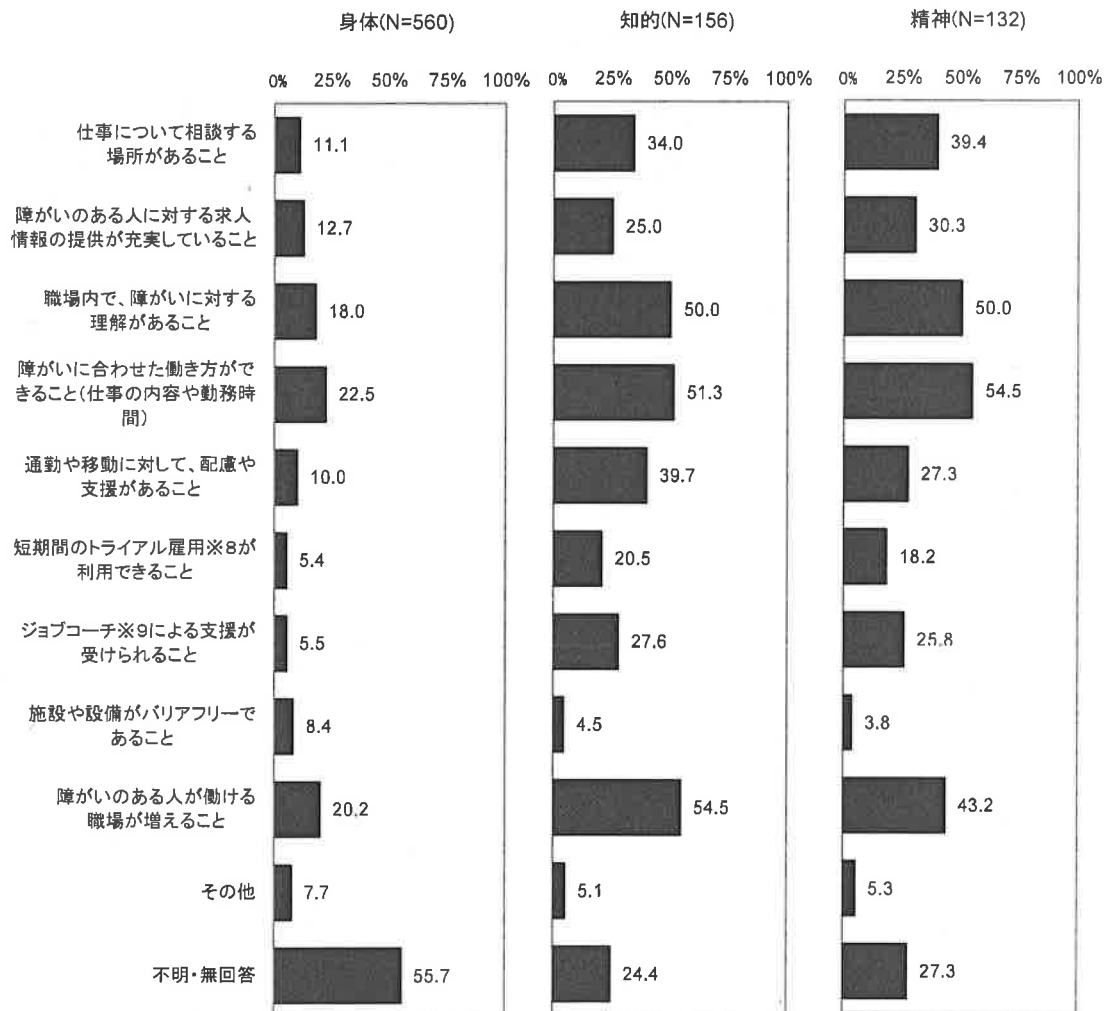
- 自宅で一人で暮らしたい
- 自宅で家族と暮らしたい
- グループホームなどで共同生活をしたい
- 施設で暮らしたい
- その他
- 特に考えていない
- 不明・無回答

■近所付き合いの状況



会社などで働く場合、どのような配慮を希望するかについてみると、身体・精神では「障がいに合わせて働き方ができること」がそれぞれ 22.5%、54.5%と最も高くなっています。知的では「障がいのある人が働ける職場が増えること」が 54.5%と最も高くなっています。

■働く上で望まれる配慮



※8 障がいのある人を短期間、試行的な形で受け入れ、本格的な雇用が取り組めるきっかけづくりを進める事業

※9 就労を希望する障がいのある人と一緒に職場に行き、ともに作業したり休憩時間を過ごし、障がいのある人が働きやすいよう援助を行う人のこと

第3期能美市障害者計画

平成29年6月

【問合せ先】 能美市 健康福祉部 福祉課

〒923-1297 能美市来丸町1110番地

TEL : 0761-58-2230 / FAX : 0761-58-2294

E-mail : fukushi1@city.nomi.lg.jp
